

Q & A

遠隔臨場活用工事の試行を適用した工事に関して

(R 4. 7. 25時点)

長崎県土木部建築課

○発注方式について

問1 起工時に発注方式を定める必要があるのか？

(答)

試行対象工事に該当した場合は、発注者指定型か、施工者希望型のいずれかを特記仕様書で定める必要があります。また、非効率になるなど遠隔臨場の実施に適さないと判断される場合は対象としないこともできます。

○発注方式（発注者指定型）について

問2 発注者指定型の対象工事は、設計金額が〇〇以上の指定した工事となっているが、指定する基準等は決まっているのか？

(答)

指定する基準等は定めていません。

工事内容等から判断し、遠隔臨場の実施に適すると考えられる工事についての指定し試行することを考えています。

○発注方式（施工者希望型）について

問3 発注工事の設計金額が小さい工事であっても、施工者希望型を適用することになるのか？

(答)

施工者希望型は受注者からの希望により適用されるもので、設計金額の大小によりません。

○遠隔臨場を実施しない場合について

問4 発注方式を特記仕様書で指定した工事で、遠隔臨場を行わなかった場合は罰則等が定められているのか？

(答)

試行工事のため、特記仕様書記載の遠隔臨場が行われなくても罰則等はありません。

遠隔臨場を行えない場合は、その理由等をお示しいただきながら、工事打合せ簿で協議いただきますようお願いいたします。